総務委員会資料

令和７年５月１２日

企画経営部税務課

　　　　令和７年度定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（不足額給付）

の支給について

1　目　　的

　令和６年度住民税と令和６年推計所得税にて定額減税後に減税しきれない額（控除外額）が生じた場合、令和６年度に調整給付金として支給を行った。

令和６年所得税の確定により給付済額に不足が生じた方や新たな支給要件に該当する方を対象にその不足額分を支給する。

２　定額減税

　　　合計所得金額1,805万円以下の方を対象に以下の額を減税

１）令和６年度住民税所得割から　10,000円×（本人＋扶養親族）

　　　２）令和６年所得税から　　　　　　　30,000円×（本人＋扶養親族）

３　不足額給付のしくみ

　　　①令和６年度調整給付金の支給

　　　　　　令和６年度住民税と令和6年推計所得税（令和５年所得税）から各税目の

　　　　　　控除不足額を算出し給付金を支給

　※物価高への速やかな支給に向け令和５年所得税を活用し算定

　支給額　＝　令和６年度住民税控除不足額＋令和５年所得税控除不足額

・令和６年所得税が減額（令和５年と比較し所得減・扶養人数増等による）

・青色等申告専従者のため定額減税が対象外

　　　②令和７年度不足額給付の支給

　　　　　　年末調整・確定申告により令和６年所得税が確定、または令和６年度住民

　　　　　　税額が減額となったことにより、新たに生じた控除不足額分を支給する。

４　不足額給付の対象者と支給額

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　対　　　象　　　者 | 支　給　額 |
| A　令和６年度調整給給付額に不足が生じた方　約30,000人（推計） | 控除不足額（１万円単位に切上げ） |
| B　定額減税対象外の方で令和６年度住民税、令和６年所得税がともに０円で以下の要件をともに満たす方　約3,000人（推計） ①低所得者世帯向給付金の支給対象世帯の構成員でないこと②税法上の被扶養親族となっていないこと | 一律４万円 |

５　事務処理基準日

　　　令和７年６月２日

　　　※本基準日時点での住民税賦課情報から支給額を算定する。

６　事業スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 令和７年６月２日 | 支給額算定・対象者抽出　開始 |
|  ７月上旬 | コールセンター・事務処理センター開設 |
| ７月下旬 | 支給決定書 発送（振込口座が判明）支給確認書 発送（振込口座不明）※昨年度支給実績がある方は、支給済口座に直接振込む。※令和6年中の区内転入者で他自治体での令和６年度中の調整給付の支給額が品川区で確認できない方には申請書を送付する。 |
| 　　　　　 ８月支給開始 | 申請受付（オンラインまたは郵送）、審査支給 |
| 　　　　 １０月３１日 | 申請期限（郵送申請の場合　10/31消印有効） |
| 　　　 　１１月末 | コールセンター終了 |